

輸入承認の内容変更について

輸入注意事項12第21号 (12. 3. 31)

- 改正①輸入注意事項12第112号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項13第24号 (13. 5. 31)
③輸入注意事項15第 8号 (15. 2. 3) ④輸入注意事項19第19号 (19. 3. 6)

輸入の承認を受けた後、契約の変更等により当該輸入承認の内容を変更する必要が生じた場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。
なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第39号 (輸入承認証の内容変更について) は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 書面申請手続 ①②④

- (1) 経済産業大臣が承認した輸入承認証 (輸入貿易管理令 (昭和24年政令第414号。以下「令」という。)) 第4条第1項第2号の規定による承認 (二号承認又は二の二号承認) の内容変更

① 提出書類

- イ 輸入承認証内容変更承認申請書 (別紙様式) 2通
ロ 輸入承認証 正本及び写し各1通
ハ 輸入割当証明書 正本及び写し各1通 (貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が承認した場合を除く。)
ニ 内容変更を必要とすることを立証する書類 正本及び写し各1通
ホ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

② 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、経済産業局、通商事務所若しくは沖縄総合事務局

③ 変更承認証の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認する場合には、輸入承認証内容変更承認申請書の承認欄に記名押印して当該輸入承認証に貼付の上、割印をし申請者本人に交付する。

- (2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証 (上記(1))に掲げる場合を除く。) 又は税関長が承認した輸入承認証の内容変更

① 提出書類

- イ 輸入承認内容変更承認申請書 (別紙様式) 2通
ロ 輸入承認証 正本及び写し各1通
ハ 輸入割当品目に係るものにあつては、輸入割当証明書 正本及び写し各1通
ニ 内容変更を必要とすることを立証する書類 正本及び写し各1通
ホ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

② 提出先

当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、経済産業局、通商事務所、沖縄総合事務局若しくは税関

③ 変更承認証の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認する場合には、輸入承認証内容変更承認申請書の承認欄に記名押印して当該輸入承認証に貼付の上、割印をし申請者に交付する。

2 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等

①③④

(1) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルに記録された輸入承認の内容変更を行う場合には、電子計算機に備えられたファイルから入手可能な当該承認に係る「輸入承認内容訂正申請様式」又は「輸入2号承認内容訂正申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(2) 受付窓口

当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、経済産業局、通商事務所若しくは沖縄総合事務局

(3) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(4) 添付書類

① 内容変更を必要とすることを立証する書類

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる参考別紙様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、指定電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達のとめるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送または提出すること。

⑤

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, html, html, xml

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、

これを越える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送または提出すること。

⑦ ④及び⑥の郵送または提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(5) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合については、当該申請の対象外とする。

(6) 内容変更の承認

審査の結果、当該申請を承認した場合には、その旨、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入承認証を交付するものとする。

(7) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

★ 3 上記1及び2に定める場合のほか、誤記または誤入力等による軽微な訂正又は加除については、経済産業局、通商事務所及び沖縄総合事務局において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤記または誤入力等による訂正又は加除であることを確認の上、変更箇所へ訂正印を押印、又は指定電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。①

[別 紙] ①

輸入承認証内容変更承認申請書

経済産業大臣又は税関長 殿

申請年月日

申請者名

記名押印又は署名

次の輸入承認証の変更又は訂正の承認を申請します。

1 輸入承認証の内容

(1) 承認番号

(2) 承認年月日

2 変更申請の内容

原 承 認 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更理由

内容変更承認番号

内容変更承認年月日

申請のあった上記の内容変更については承認する。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

資 格

記名押印